

災害時における下水道施設の 復旧支援協力に関する協定

福井県および17市町1事務組合

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

福井県（以下「甲」という。）および市町・組合（乙1から乙18まで）（以下、乙1から乙18までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する下水道施設が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道および集落排水施設等である。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象による災害とする。

（復旧支援協力の範囲）

第3条 丙の復旧支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成および修正のほか、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務とする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、甲および乙の要請をとりまとめた上で、協力内容を明らかにした書面により第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲および乙自らが丙の事務局へ要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲および乙へ通知する。ただし、大規模災害等により丙が支援協力者を通知するのに相当の時間を要すると認められる場合、復旧支援協力の実施は甲、乙および丙が協議の上で決定する。

3 甲および乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は書面により丙に通知することとする。

（契約の締結および費用負担）

第5条 甲または乙は、前条第3項による通知後、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 復旧支援協력에要する費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれ

れが業務実施者と協議により決定するものとする。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(報告)

第7条 業務実施者は、業務終了後速やかに、復旧支援協力を要請した甲または乙に対し、書面により報告する。

(広域の被災)

第8条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

(労災および損害補償など)

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者に損害が生じた場合は、支援を受けた甲または乙と業務実施者の両者が協議の上、対処するものとする。

(事務局および連絡体制)

第10条 復旧支援協力に係る甲および丙の事務局ならびに連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、福井県土木部河川課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。

(3) 甲、乙および丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙および丙に通知するものとする。

(情報の保護)

第11条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙および丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思

表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙および丙は、いずれかがこの協定に違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

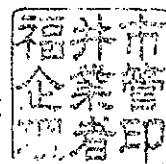
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ記名押印の上、甲および丙が各自1通を保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和2年6月15日

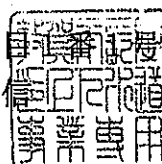
甲 福井県福井市大手3丁目13番1号
福井県知事 杉本 達治



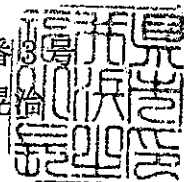
乙1 福井県福井市大手3丁目13番1号
福井市企業管理者 谷澤 正博



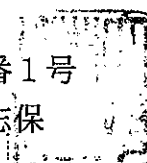
乙2 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長 淵上 隆



乙3 福井県小浜市大手町6番3号
小浜市長 松崎 晃



乙4 福井県大野市天神町1番1号
大野市長 石山 志保



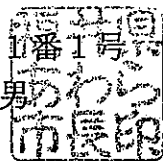
乙5 福井県勝山市元町1丁目
勝山市長 山岸 正祐



乙6 福井県鯖江市西山町13番
鯖江市長 牧野 百男



乙7 福井県あわら市市姫三丁目1番
あわら市長 佐々木 康男



乙8 福井県越前市府中一丁目1番
越前市長 奈良 俊幸



乙9 福井県坂井市坂井町下新庄
坂井市長 坂本 憲男



乙10 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4号
永平寺町長 河合 永充



乙11 福井県今立郡池田町稲荷第357番地
池田町長 杉本 博文



乙12 福井県南条郡南越前町東大道第297番地
南越前町長 岩倉 光弘



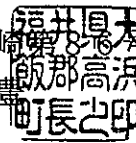
乙13 福井県丹生郡越前町西田中第86号1番地1
越前町長 内藤 俊三



乙14 福井県三方郡美浜町郷市第25号2番地
美浜町長 戸嶋 秀樹



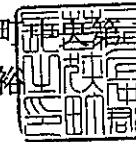
乙15 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
高浜町長 野瀬 豊



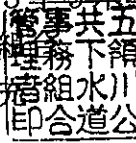
乙16 福井県大飯郡おおい町本郷第196号1番地1
おおい町長 中塚 寛



乙17 福井県三方上中郡若狭町中第1号1番地
若狭町長 森下 裕



乙18 福井県坂井市丸岡町熊堂3字9本賊
五領川公共下水道事務組合
管理者 河合 永夫



丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6
(ONEST名古屋錦スクエア)
公益社団法人全国上下水道メンテナンス協会
中部支部長 上田 直和

